

第二種業内部管理統括責任者等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、正会員及び電子募集会員が行う自己募集その他の取引等（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）に関し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令並びに定款及び諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。以下「法令等」という。）の遵守状況を統括する業務に従事する役員等の登録、責務等を定めることにより、正会員及び電子募集会員の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。

(第二種業内部管理統括責任者の登録)

第2条 正会員及び電子募集会員は、自己募集その他の取引等に係る第二種業内部管理統括責任者1名を定め、所定の様式による届出書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。

2 正会員及び電子募集会員は、前項の届出内容に変更があった場合は、所定の様式による変更届出書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。

3 本協会は、正会員又は電子募集会員から前2項の規定により届出があった場合には、第1項の第二種業内部管理統括責任者を第二種業内部管理統括責任者登録簿に登録するものとする。

(第二種業内部管理統括責任者の資格要件)

第3条 正会員及び電子募集会員の第二種業内部管理統括責任者は、自己募集その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員(外国法人である正会員及び電子募集会員にあっては、当該役員に準ずる権限を有する者)でなければならない。ただし、細則に定める者を第二種業内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。

(第二種業内部管理統括責任者の責務)

第4条 第二種業内部管理統括責任者は、自ら法令等を遵守するとともに、当該正会員及び電子募集会員の役員又は従業員に対し、法令等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動及び顧客管理が適正に行われるように、内部管理態勢の整備に努めなければならない。

2 第二種業内部管理統括責任者は、正会員及び電子募集会員における投資勧誘等の営業活動が法令等を遵守し適正に行われるよう、当該正会員及び電子募集会員の役員又は従業員において、法令等に違反する事案が生じた場合には、法令等に照らし、適正に処理しなければならない。

- 3 第二種業内部管理統括責任者は、正会員及び電子募集会員の投資勧誘等の営業活動における法令等の遵守に関し、行政官庁及び本協会その他の自主規制機関との適切な連絡及び調整を行わなければならない。
- 4 第二種業内部管理統括責任者は、当該正会員及び電子募集会員の投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を会員代表者（正会員にあっては会員代表者又は会員代表者代理人。次条において同じ。）に報告しなければならない。

（第二種業内部管理統括責任者への指示）

第5条 会員代表者は、第二種業内部管理統括責任者がその職務を適確に遂行できるよう配慮するものとする。

- 2 会員代表者は、前条第4項の規定により第二種業内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。

（第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者の配置等）

第6条 正会員及び電子募集会員は、自己募集その他の取引等に係る投資勧誘等の営業活動及び顧客管理を適切に行うため、当該自己募集その他の取引等の営業活動等の実情に応じて、法令等に関する十分な知識及び経験を有する役職員を第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者として、それぞれ1名以上配置するものとする。

- 2 第二種業営業責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された自己募集その他の取引等を行う役員及び従業員に対して、法令等を遵守するよう営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう指導・監督しなければならない。
- 3 第二種業内部管理責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された自己募集その他の取引等に係る営業活動が法令等に準拠し適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。
- 4 第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者は、自らが責任者として任命された投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を第二種業内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 正会員及び電子募集会員は、本協会が当該正会員及び電子募集会員の営業所の数又は人員の配置の状況などに応じ、特に認めた場合には、第二種業内部管理統括責任者が第二種業内部管理責任者を兼ねることができる。

（研修の受講）

第7条 正会員及び電子募集会員は、第二種業内部管理統括責任者について、本協会の事業年度（定款第53条に定める事業年度をいう。）毎に本協会が実施する所定の研修を受講

させなければならない。ただし、第二種業内部管理統括責任者のうち細則で定める者については、当該研修の受講を免除することとする。

- 2 正会員及び電子募集会員は、第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者に対して、定期的に所要の社内研修を受講させなければならない。ただし、本協会が実施する所定の研修を受講した場合にあっては、当該社内研修の受講を免除することができる。

(配置状況の本協会への報告)

第8条 正会員及び電子募集会員は、毎年7月末現在における第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者の配置状況について、遅滞なく、本協会に報告するものとする。

(細則)

第9条 本規則に定める事項のほか、第二種業内部管理統括責任者等に関し必要な事項は、細則に定めるところによるものとする。

付 則 (平成23年5月20日)

(施行期日)

第1条 この規則は、内閣総理大臣から金商法第78条第1項に規定する金融商品取引業協会として認定された日(平成23年6月30日)から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の規定にかかわらず、第6条、第7条及び第8条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年2月3日)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条第1項を改正。

付則 (平成27年5月26日)

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年法律第44号)附則第1条本文に規定する日(平成27年5月29日)から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第1項、第3条、第6条第1項から第3項を改正。

付則（令和2年12月17日）

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第1項から第3項、第3条、第4条第1項から第4項、第5条第1項及び第2項、第6条第1項から第3項、第5項、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条を改正。